

株主各位

福岡市博多区那珂三丁目28番5号
ロイヤルホールディングス株式会社
代表取締役社長 今井明夫

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成19年3月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 平成19年3月27日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号
グランド・ハイアット・福岡 3階 ザ・グランド・ボールルーム
 3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第58期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第58期（平成18年1月1日から平成18年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件(1)
 - 第3号議案 定款一部変更の件(2)
 - 第4号議案 取締役8名選任の件
 - 第5号議案 監査役1名選任の件
 - 第6号議案 補欠監査役2名選任の件
 - 第7号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての件
4. 招集にあたっての決定事項
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.royal-holdings.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、株主の皆様への長期的かつ安定的な配当を株主還元の基本方針として位置付けるとともに、配当金の決定に際しては、業績や経営環境との連動を図るため「連結当期純利益を基準に配当性向20%以上を目安とする」ことといたしておいております。

この配当方針に基づき、当期の期末配当につきましては、下記のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額 781,623,680円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件(1)

1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたこと等に伴い、所要の変更を行うものであります。

会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、規定の新設または所要の変更を行うものであります。(変更案第4条、第7条、第13条)

当社の公告方法を、インターネットを利用した電子公告に変更し、やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法について定めるものであります。(変更案第5条)

単元未満株式について、その権利内容を明確にするため、規定を新設するものであります。(変更案第10条)

株主総会参考書類等についてインターネットの利用により株主の皆様にご提供できるようにするため、規定を新設するものであります。(変更案第17条)

株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の数を1名と定めるものであります。(変更案第19条)

取締役会の機動的な意思決定を行うため、取締役会を開催せずに書面または電磁的方法により取締役会の決議を行うことができるよう規定を新設するものであります。(変更案第27条)

有能な人材の確保とその期待される役割を十分発揮できるようにするため、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結できるよう規定を新設するものであります。(変更案第30条、第39条)

補欠監査役の予選に係る決議が効力を有する期間を4年にするものであります。(変更案第33条)

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除および修正など、所要の変更を行うものであります。

(2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年に短縮するものであります。(変更案第22条)

(3) 上記のほか、条文の新設、削除に伴う条数の変更、一部字句の修正など、その他全般にわたり所要の変更および整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は、江頭匡一を創業者として、1950年 4 月に設立され、商号をロイヤルホールディングス株式会社と称し、英文ではROYAL HOLDINGS Co., Ltd.と表示する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 下記 2 乃至 11 に関する事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること 2. 食堂、喫茶店及び食料品販売店の経営 3. 航空機内食の調製、供給及び搭載 4. 菓子、乳製品、冷菓、パン類、その他の食料品及び飲料の製造及び販売 5. ホテル及びモーターロッジの経営 6. 煙草、酒類及び雑貨の小売 7. 飲食店業に対する経営指導 8. 建築並びに土木の設計監理及び施工 9. 厨房設備、空調設備及び飲食店用什器・備品の賃貸並びに売買 10. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業 11. 損害保険代理業 12. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介 13. 有価証券の売買 14. 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡 15. 前各号に附帯する一切の事業 <p>(本店所在地) 第 3 条 当社は本店を福岡市に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 下記 2 乃至 11 に関する事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること 2. 食堂、喫茶店及び食料品販売店の経営 3. 航空機内食の調製、供給及び搭載 4. 菓子、乳製品、冷菓、パン類、その他の食料品及び飲料の製造及び販売 5. ホテル及びモーターロッジの経営 6. 煙草、酒類及び雑貨の小売 7. 飲食店業に対する経営指導 8. 建築並びに土木の設計監理及び施工 9. 厨房設備、空調設備及び飲食店用什器・備品の賃貸並びに売買 10. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業 11. 損害保険代理業 12. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介 13. 有価証券の売買 14. 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡 15. 前各号に附帯する一切の事業 <p>(本店所在地) 第 3 条 当社は、<u>本</u>店を福岡市に置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は12,000万株とする。<u>但し、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減じる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の<u>1単元の株式の数は100株とする。</u> 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下、単元未満株式という。)</u>に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の<u>発行可能株式総数は、12,000万株とする。</u></p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u> <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当会社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下、同じ。</u>）は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を請求することができる。但し、当社がその請求のときに譲渡すべき数の株式を有しない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当会社の発行する株券の種類並びに株式の<u>名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取・買増請求の取扱、株券喪失登録又は株券の再発行その他株式に関する手続及び手数料等</u>については、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当会社は<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p><u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>当会社の株主名簿、<u>実質株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取・買増請求の取扱、株券喪失登録又は株券の再発行その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>4. <u>次条に定める売渡請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の売渡請求)</p> <p>第11条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その<u>有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。但し、当社がその請求のときに譲渡すべき数の株式を有しない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する<u>取扱い及び手数料</u>は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>当会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第11条 当社は、毎年12月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第12条 定時株主総会は毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。</u></p> <p>(第11条第1項より移設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p><u>議長は、株主総会の秩序を維持するため、必要な命令を発し、これに従わない者に対しては会場から退去させることができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(第15条に移設)</p> <p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第14条 定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>商法第343条に定める株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は株主総会においてこれを選任する。</p> <p>取締役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>増員として選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役、役付取締役及び相談役)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、その決議によって取締役社長を選任し、これを代表取締役とする。</u></p> <p><u>前項のほか、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができ、その全部又は一部を代表取締役とすることができる。</u></p> <p><u>取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>取締役会長に欠員又は事故があるときは取締役社長、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 <u>取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日の4日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長にも事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程) 第24条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報 酬) 第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 当社は、取締役会の決議をもって、<u>商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役</u>（取締役であった者を含む。）の責任を法令が定める限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第27条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第28条 監査役は株主総会においてこれを選任する。 監査役の選任については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程) 第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が定める限度において免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第32条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第29条 当会社は法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者(以下、「補欠監査役」という。)をあらかじめ選任することができる。</p> <p>補欠監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>補欠監査役の<u>選任</u>の効力は、<u>選任後最初の定時株主総会が開催される時までとする。</u></p>	<p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第33条 当会社は法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者(以下、「補欠監査役」という。)をあらかじめ選任することができる。</p> <p>補欠監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>補欠監査役の予選に係る決議の効力は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>前条第1項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>前条第1項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役は<u>互選により常勤監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の<u>4日前</u>までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の<u>3日前</u>までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報 酬)</p> <p>第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令が定める限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第36条 当社の営業年度は毎年1月1日から12月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が定める限度において免除することができる。</u></p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第40条 <u>会計監査人は、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第41条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)</p> <p>第37条 当会社の利益配当金は毎年12月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主若しくは質権者にこれを支払う。</p> <p>(第38条より移設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当会社は取締役会の決議によって毎年6月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主若しくは質権者に対して商法第293条ノ5に定める金銭の分配(中間配当という。)をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 利益配当金及び中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第43条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>前項のほか、取締役会の決議によって、毎年6月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(第43条第2項に移設)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第44条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。</p>

第3号議案 定款一部変更の件(2)

1. 変更の理由

当社取締役会は、第7号議案(買収防衛策のための新株予約権無償割当ての件)の1.に記載する理由より、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが、当社にとって必要不可欠と考えております。

会社法においては、取締役会設置会社では取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定することが可能とされています(会社法第278条第3項本文)。

しかしながら、当社取締役会は、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てを行うにつきましては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様のご意思に基づいて行うため、株主総会決議により新株予約権無償割当

てに関する事項を決定するか、または、株主総会で一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役に委任していただくことが望ましいと考えております。

そこで、会社法第278条第3項但書に基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定について、上記 および の方法によることが可能となるように、根拠規定を新設するものであります。(変更案第14条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 } (省 略) 第13条 (新 設)	第1条 } (現行どおり) 第13条 <u>(新株予約権無償割当ての決定機関)</u> 第14条 当社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、 <u>取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</u>
第14条 } (省 略) 第44条	第15条 } (現行どおり) 第45条

(注) 現行定款は、第2号議案(定款一部変更の件(1))を承認可決いただいた後の定款です。

第4号議案 取締役8名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、第2号議案（定款一部変更の件(1)）が、承認可決されますと就任する取締役の任期は、1年となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
	榎本一彦 (昭和18年9月25日生)	昭和41年4月 ㈱日本不動産銀行（現㈱あおぞら銀行）入行 昭和47年4月 ㈱福岡相互銀行（現㈱西日本シティ銀行）入行 昭和48年4月 福岡地所㈱入社 昭和49年6月 同社専務取締役 昭和52年3月 当社取締役 昭和54年8月 福岡地所㈱代表取締役社長 平成3年3月 当社代表取締役副会長 平成9年3月 当社代表取締役会長就任（現任） 平成15年8月 福岡地所㈱代表取締役会長（現任） (他の法人等の代表状況) 福岡地所㈱代表取締役会長 博多熱供給㈱代表取締役社長 福岡新都心開発㈱代表取締役社長 ㈱ハックベリーパーターナズ代表取締役社長 福岡地所シニアライフ㈱代表取締役社長	13,700株
	今井明夫 (昭和20年12月17日生)	昭和43年4月 富士製鐵㈱（現新日本製鐵㈱）入社 昭和49年6月 福岡地所㈱入社、東京支社長 平成3年4月 アールアンドディープランニング㈱（現ダイワロイヤル㈱、平成16年4月 ビジネスホテル事業を会社分割（アールエヌティーホテルズ㈱））取締役 平成9年3月 ロイヤルインターナショナルエアーケイタリング㈱取締役 平成11年3月 当社監査役 平成13年3月 当社取締役副社長 平成17年7月 当社代表取締役社長（現任）	7,100株
	今井教文 (昭和28年1月24日生)	昭和50年3月 当社入社 平成2年3月 当社取締役 平成9年3月 当社常務取締役 平成13年3月 当社取締役退任、常務執行役員 平成14年3月 当社代表取締役社長 平成17年7月 ロイヤル㈱代表取締役社長 平成17年7月 当社取締役（現任）	28,604株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当 社株式の数
	富永 真理 (昭和27年7月6日生)	昭和51年9月 当社入社(昭和57年4月退社) 昭和62年2月 当社入社 平成2年3月 当社取締役(平成10年6月辞任) 平成10年7月 当社業務執行役員エアーケイタリング部長 平成15年3月 当社取締役(現任)	216,000株
	大野 農生 (昭和16年10月3日生)	昭和41年3月 キャセイパシフィック航空会社入社 平成6年12月 キャセイ関西ターミナルサービス(株)代表取締役社長 平成7年3月 当社取締役(平成10年6月辞任) ロイヤルインターナショナルエアーケイタリング(株)代表取締役社長 平成10年7月 当社業務執行役員(平成11年3月退任) 平成12年3月 (株)関西インフライトケイタリング代表取締役社長(現任) 平成14年5月 オージー・ロイヤル(株)(現ロイヤル関西(株))代表取締役社長(現任) 平成16年3月 当社取締役(現任) 平成19年1月 ロイヤル(株)代表取締役社長(現任) (他の法人等の代表状況) (株)関西インフライトケイタリング代表取締役社長 ロイヤル関西(株)代表取締役社長 ロイヤル(株)代表取締役社長	5,000株
	前原 和洋 (昭和19年2月23日生)	昭和42年4月 長谷川香料(株)入社 昭和47年9月 三建不動産(株)入社 昭和55年1月 当社入社 平成2年6月 当社立地開発部長 平成3年4月 アールアンドディープランニング(株)(現ダイワロイヤル(株))取締役 平成5年4月 同社常務取締役 平成11年10月 同社専務取締役 平成16年4月 アールエヌティーホテルズ(株)代表取締役社長(現任) 平成18年3月 当社取締役(現任) (他の法人等の代表状況) アールエヌティーホテルズ(株)代表取締役社長	5,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当 社株式の数
	菊 地 唯 夫 (昭和40年12月4日生)	昭和63年4月 (株)日本債券信用銀行(現(株)あおぞら銀行) 入行 平成9年6月 同行秘書室秘書役 平成12年2月 ドイツ証券会社東京支店入社 平成15年4月 同社投資銀行本部ディレクター 平成16年4月 当社入社執行役員総合企画部長兼法務室長(現任)	500株
	末 吉 紀 雄 (昭和20年2月18日生)	昭和42年4月 日米コカ・コーラボトリング(株)(現コカ・コーラウエストホールディングス(株))入社 平成3年3月 同社取締役 平成7年3月 同社常務取締役 平成9年8月 同社専務取締役 平成11年3月 同社取締役副社長 平成14年3月 同社代表取締役就任(現任) 同社社長兼CEO(現任) 平成17年3月 当社取締役(現任) (他の法人等の代表状況) コカ・コーラウエストホールディングス(株)代表取締役、CEO	0株

- (注) 1. 取締役候補者榎本一彦氏は、福岡地所(株)の代表取締役会長を兼務し、当社は同社より土地建物等を賃借しております。
2. 取締役候補者前原和洋氏は、アールエヌティーホテルズ(株)の代表取締役社長を兼務し、当社は同社の一部の建物の賃貸借契約にかかる賃借料等について支払保証を行っております。また、当社は同社より土地建物等を賃借しております。
3. 取締役候補者末吉紀雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
4. その他の取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役浦一馬氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
浦 一 馬 (昭和28年12月25日生)	昭和52年4月 当社入社 平成9年1月 当社経理部福岡経理課長 平成14年2月 当社経理部長 平成16年4月 当社業務執行役員財務経理部長 平成16年10月 当社業務執行役員財務部長 平成17年3月 当社監査役(現任)	0株

(注) 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第6号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役谷正明氏の補欠監査役として渋田一典氏、監査役永田昇氏の補欠監査役として石井秀雄氏、あわせて2名の補欠監査役の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
	渋 田 一 典 (昭和19年5月26日生)	昭和43年4月 (株)福岡銀行入行 平成11年6月 同行常務取締役 平成14年6月 同行代表取締役専務取締役 平成17年5月 同行代表取締役副頭取(現任)	0株
	石 井 秀 雄 (昭和29年10月6日生)	昭和53年4月 (株)日本興業銀行(現株みずほコーポレート銀行)入行 平成16年4月 同行本店営業第一部長 平成16年6月 同行本店営業第七部長 平成18年3月 同行福岡営業部長(現任)	0株

(注) 1. 補欠監査役候補者渋田一典氏は、(株)福岡銀行の代表取締役副頭取であり、当社は、同行からの借入金があります。

2. その他の補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 両補欠監査役候補者は会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。

第7号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての件

第3号議案（定款一部変更の件(2)）の承認可決を条件として、変更後の当社定款第14条の定めに基づき、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）に利用するため、下記2.「本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権無償割当て委任決議を必要とする理由（本プラン導入の目的）

昨今、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をとまなう買収提案についての判断は、当然、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものです。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は、お客様のニーズに最適な形で安心・安全な“食”を提供しうるグループの総合力、お客様、お取引先様、拠点のオーナー様、その他のステークホルダーと長年にわたり培ってきた信頼関係、グループ内で浸透を図ってきたホスピタリティ精神の普遍性、熟成された企業文化、従業員の高い倫理観とモチベーション、にあります。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社および当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付けの提案を受けた際には、上記事項のほか、当社および当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社および

当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上、当該買付けが当社および当社グループの企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

こうした事情に鑑みると、当社株式に対する大量買付けが行われた際に、当該大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社および当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様々に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照ください。）。

(b) 新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための特別委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、特別委員会規則（その概要については注1をご参照ください。）に従い、当社経営陣からの独立した社外者のみから構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、当初の特別委員会は、独立性の高い社外監査役1名、有識者2名により構成される予定であり、その委員は別紙のとおりです。これらの特別委員会の委員は、いずれも当社との間に特別の利害関係は有せず、当社経営陣からの独立性を有しております（導入後の特別委員会の委員の選任基準、決議要件および決議事項については、注1をご参照ください。）。

(d) 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の 又は に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

当社が発行者である株券等^(注2)について、保有者^(注3)の株券等保有割合^(注4)が20%以上となる買付等

当社が発行者である株券等^(注5)について、公開買付け^(注6)に係る株券等の株券等所有割合^(注7)およびその特別関係者^(注8)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等には、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）、および

当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出して頂きます。

特別委員会は、買付者等から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は当社取締役会を通じて、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

記

買付者等およびそのグループ（共同保有者^{（注9）}、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（商号等の名称、資本構成、財務内容等を含みます。）

買付等の目的、方法および内容（買付等の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）

買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）

買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

買付等の後の当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策等

買付等の後における当社および当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針

当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

その他特別委員会等が合理的に必要と判断する情報

なお、特別委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者等および（当社取締役会に対して上記のとおり情報等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報等を受領してから原則として60日間が経過するまで（但し、下記(d) に記載する場合などには、特別委員会は当該期間を延長することができるものとします。）（以下「特別委員会検討期間」といいます。）に、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会を通じて、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

特別委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、特別委員会が、直接又は当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実および本必要情報その他の情報のうち特別委員会が適切と判断する事項について、特別委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 特別委員会による勧告等の手続

特別委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して下記 から に定める勧告その他の決議をした場合その他特別委員会が適切と考える場合には、特別委員会は、当該勧告等の概要その他特別委員会が適切と判断する事項（特別委員会検討期間を延期する場合にはその期間および理由を含みます。）について、決議後速やかに直接又は当社取締役会を通じて情報開示を行います。

特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、特別委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）までの間、（無償割当ての効力発生時までは）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（無償割当ての効力発生後は）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記前段の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

特別委員会が本プランの発動の延期を行う場合

特別委員会が、特別委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行います(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。)

上記決議により特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会が本プランの不発動の決

議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

当社取締役会は、本プランの発動又は不発動の決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による行為等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず特別委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(c) 強圧的二段階買付け（一段階目の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合

- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、又は提供された場合であっても不十分な提供である場合
 - (f) 買付等の条件（買付等の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、および買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
 - (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係又は当社の企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な虞をもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要
- 本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- (a) 本新株予約権の数
本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
 - (b) 割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。
 - (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。
 - (d) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株とします^(注10)。
 - (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権

の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。時価とは、新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含む。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。但し、下記(i)項の規定に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱機関の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

()特定大量保有者^(注11)、()特定大量保有者の共同保有者、()特定大量買付者^(注12)、()特定大量買付者の特別関係者、もしくは()上記()ないし()に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は()上記()ないし()に該当する者の関連者^(注13)（以下、()ないし()に該当する者を「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出しない場合も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が、別途定める行使期間開始日の前日までの一定の日を到来日とし、かかる到来日に全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

当社は、当社取締役会が別途定める日を到来日とし、かかる到来日に非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日を到来日とし、かかる到来日に当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランにおける本新株予約権の無償割当ての実施に関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本株主総会終了後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランに係る無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本議案に係る株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実および（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本議案で引用する法令の規定は、平成19年2月16日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃等により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃等の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え又は修正することができるものとしします。

(7) その他の事項

本プランの内容の細目については、当社取締役会において定めることができるものとしします。

- (注1) 特別委員会規則としては、以下のような事項が定められる予定です。
- ・ 特別委員会の委員は、3名以上（但し、平成19年（2007年）3月31日までは2名とする。）とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役又は当社社外監査役又は社外の有識者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者、飲食業界に専門的・学術的知識を有する者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
 - ・ 特別委員会委員の任期は、本プランの有効期間の満了日までとする。但し、当社社外取締役又は当社社外監査役であった特別委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
 - ・ 特別委員会は、本プランに定められた事項の決定等を行うとともに、当社取締役会から諮問された事項の判断を行う。
 - ・ 特別委員会は、各特別委員会委員によって招集され、その決議は、原則として、特別委員会委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行う。
- (注2) 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注3) 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注4) 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注5) 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。本議案2.(2)(a)において同じとします。
- (注6) 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 証券取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注10) 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、本新株予約権の行使により発行される当社株式および本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

- (注 11) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注 12) 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付け（証券取引法第27条の2第6項に定義されます。）によって当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下（注12）において同じとします。）の買付け等（証券取引法第27条の2第1項に定義されます。以下（注12）において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注 13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。

特別委員会委員略歴

本プラン導入当初の特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

永田 昇（ながた のぼる）

【略歴】

昭和14年生

昭和39年4月 株式会社日本興業銀行（現株みずほコーポレート銀行）入行

平成4年6月 同行取締役

平成7年6月 興銀リース株式会社常務取締役

平成9年6月 同社専務取締役

平成12年5月 株式会社日本興業銀行参与

平成12年6月 I B J ホワイトホール銀行副会長

平成14年3月 東京ベイヒルトン株式会社取締役社長

平成17年3月 当社社外監査役（現任）

平成17年6月 理研計器株式会社社外監査役（現任）

落合誠一（おちあい せいいち）

【略歴】

昭和19年生

昭和45年4月 弁護士登録（昭和49年3月請求取消）

昭和49年4月 東京大学法学部助手

昭和52年4月 成蹊大学法学部助教授

昭和56年4月 成蹊大学法学部教授

平成2年4月 東京大学大学院法学政治学研究科教授・法学部教授（現任）

落合誠一氏は、平成19年（2007年）4月1日より就任いたします。

児嶋 隆（こじま たかし）

【略歴】

昭和25年生

昭和50年12月 新和監査法人入所

昭和54年8月 公認会計士登録

昭和61年7月 パリバ金融投資会社東京駐在員事務所入社

昭和62年7月 チェース・マンハッタン銀行東京支店入社

昭和63年10月 センチュリー監査法人入所

平成10年7月 岡山大学経済学部助教授

平成13年4月 岡山大学経済学部教授

平成15年4月 中央大学商学部教授（現任）

以上

<メモ欄>

A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

1. 場所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号 (〒812-0018)
グランド・ハイアット・福岡 3階
ザ・グランド・ボールルーム
電話 (092)282-1234

2. 交通のご案内 福岡空港.....車で約15分
西鉄福岡(天神)駅...徒歩約15分
地下鉄中洲川端駅...徒歩約10分
JR博多駅.....徒歩約10分

